

# 評価対象事業の概要

2023年(令和5年)12月15日



# 1. 評価対象事業の概要

## 令和5年度 事業評価対象案件

### ■ 審議案件

#### 【再評価案件】

		事業名	事業化年度	前回評価年度	評価理由	備考
①	当委員会 審議	第二東海自動車道 横浜名古屋線（新東名高速道路） （海老名南JCT～御殿場JCT）	H10,H11,H17	R4	工	海老名南JCT～秦野 再評価はH18,H23,H26,H29,R3,R4年度に実施 秦野～御殿場JCT 再評価はH22,H25,H28,H29,R3,R4年度に実施
②	当委員会 審議	近畿自動車道 名古屋神戸線（新名神高速道路） （亀山西JCT～大津JCT）（6車線化事業） ※西日本高速道路株式会社との合同審議	H30	H30	イ	社会資本整備審議会道路分科会 第18回 事業評価部会（2019.3.14）

評価理由 ア：事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業（未着工とは用地未取得とする）

イ：事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業

ウ：再評価実施後5年間経過時点で継続中の事業（未着工の場合は3年間）

工：社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

#### 【事後評価】

		事業名	事業化年度	供用年度	評価理由	備考
③	当委員会 審議	近畿自動車道 名古屋神戸線（新名神高速道路） （四日市JCT～亀山西JCT）	H17	H30	ア	四日市JCT～菟野 再評価は、H20、H23、H26、H27に実施 菟野～亀山西JCT 再評価は、H22、H25、H28に実施
④	当委員会 審議	東海北陸自動車道 （白鳥IC～飛騨清見IC）（4車線化事業）	H21	H30	ア	再評価（最終）はH27年度に実施

評価理由 ア：事業完了後一定期間が経過した事業（一定期間とは5年以内とする）

イ：審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体の長が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業

### ■ 報告案件

#### 【再評価案件】

		事業名	事業化年度	前回評価年度	評価理由	備考
⑤	地整委員会 審議	一般国道475号 東海環状自動車道 （土岐～関）,(関～養老),(養老～北勢),(北勢～四日市)	H2,H6,H10	R3	工	令和5年7月28日 開催 ※中部地方整備局への委任審議

評価理由 ア：事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業（未着工とは用地未取得とする）

イ：事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業

ウ：再評価実施後5年間経過時点で継続中の事業（未着工の場合は3年間）

工：社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

# 2. 評価対象事業の概要位置図

